静岡文化芸術大学施設利活用委員会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、静岡文化芸術立大学における施設の有効活用に関する規程第４条第２項の規定に基づき、静岡文化芸術大学施設利活用委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第２条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 公立大学法人静岡文化芸術大学の施設等（以下「学内施設等」という。）の利活用方法に関する事項
(2) 学内施設等の使用状況に関する点検・評価及び改善の提言に関する事項
(3) 施設整備等による全学共同利用スペースの確保に関する事項
(4) 全学共同利用スペースの利用者の決定等に関する事項
(5) 教育研究活動等に求められる施設整備等の方針について、全学的及び計画的な視点に立った法人の施設整備等に関する基本的な計画及び方策の策定に関する事項
(6) 前各号に掲げるもののほか、学内施設等の利活用に関し必要な事項

（構成）

第３条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 法人経営担当理事
(2) 理事長が指名する副学長１人
(3) 学部長が推薦する専任教員の教授、准教授、講師及び助教のうちから１人
(4) 研究科長が推薦する専任教員の教授、准教授、講師及び助教のうちから１人
(5) 教務部長
(6) 学生部長
(7) 総務部長
(8) 企画部長
(9) 学務部長
(10) 総務部財務室長
(11) 事務局長が指名する職員２人
(12) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める者

（任期）

第４条　前条第３号、第４号、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第５条 委員会に委員長を置き、第３条第１号の委員をもって充てる。

２　委員長は、会務を総理し、その議長となる。

３　委員会に副委員長を置き、第３条第２号の委員をもって充てる。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第６条 委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員の３分の１以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

（議事）
第７条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
２　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　第３条第３号、第４号及び第10号の委員は、事故その他やむを得ない理由により委員会に出席できないときは、あらかじめ所属する学部、研究科又は事務局の長の承認を得て、それぞれ所属する学部又は研究科に所属する専任教員を、事務局職員にあっては、事務局に属する事務職員を代理人として出席させることができる。
４　前項の規定により、代理人が委員会に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなすものとする。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
２　前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

（専門部会）
第９条　委員会に、必要に応じて、第２条各号に掲げる事項の検討又は実施をさせるための専門部会を置くことができる。
２ 前項の専門部会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（庶務）
第 10 条 委員会に関する事務は、財務室において処理する。

（委任）
第 11 条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。